

岩手県公安委員会告示第3号

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成18年岩手県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

改正前			改正後		
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容	口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容	口頭により開示請求をすることができる	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容	期日又は期間	事務の種類	開示する内容	期日又は期間
[略]			[略]		
警備員指導教育責任者講習 修了考査	[略]	<u>警察本部生活安全部生活安全企画課</u>	警備員指導教育責任者講習 修了考査	[略]	<u>警察本部生活安全部生活環境課</u>
[略]			[略]		
猟銃等取扱講習（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に係るものに限る。）修了考査	[略]	<u>警察本部生活安全部生活環境課</u>	猟銃等取扱講習（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に係るものに限る。）修了考査	[略]	//
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。